

平成 29 年 9 月 30 日

お客様各位

〒503-1311

岐阜県養老郡養老町泉町 306 番地 2

株式会社 藤太

代表取締役 羽賀健二

TEL (0584) 32-0133

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを受け賜り誠に有難うございます。

この度は、弊社の店舗である「やきにく藤太」におきまして平成 29 年 9 月 7、8 日にご飲食されたお客様に、食中毒症状が発生いたしました。同店舗は、平成 29 年 9 月 29 日付似て食品衛生法第 6 条の規定に違反したとして同法 55 条の規定により 5 日間の営業停止を命じられました。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、同店舗をご利用いただいているお客様や関係者の皆様にも多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

弊社は衛生管理面において従業員教育を徹底してまいりましたが、このような事故を発生させてしまい、お客様や関係者の皆様の信頼を裏切ることになり、重ねてお詫び申し上げます。今後は、西濃保健所の指導の基、安全のために店舗の調理設備、調理器具等の清掃・消毒・点検を改めて実施してまいります。この度の一連の事故を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けてさらに食の安全の確保に万全を期していく所存であります。

今後とも何卒相変らぬご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

敬具